記載要領等	認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

《使用目的》

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の７の４第２項第４号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は認定相続承継会社の特別関係会社であって認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

（注１） 贈与時の認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。

なお、贈与時に認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

（注２） 「外国会社等」とは、会社法第２条第２号に規定する外国会社（認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の８の４第４項において準用する同令第 40 条の８の２第８項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限ります。）又は同令第 40 条の８の４第８項において準用する同令第 40 条の８の２第 12 項に定める医療法人をいいます。

（注３） 「特別支配関係法人」とは、認定相続承継会社の特別関係会社であって、この認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の８第９項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

（注４） ①平成 23 年６月 29 日までに相続が開始した場合及び②平成 22 年４月１日以前に租税特別措置法第 70 条の７第１項の適用を受けた場合においてその適用に係る贈与者に相続が開始したときに、租税特別措置法第 70 条の７の４第２項第４号に規定する納税猶予分の相続税額の計算を行うときは、⑩欄の価額が、認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額となります。